

# 平成24年度事業計画書

(平成24年4月1日より平成25年3月31日)

公益財団法人自然農法国際研究開発センター

## I. 基本方針

自然や命を軽視した経済至上主義のもとで現代科学技術は、大量生産・大量消費・大量破棄の社会経済構造をもたらした。その結果、農業の持続的発展が危ぶまれると共に近年環境問題や健康・食の安全等様々な問題が増大してきている。

本財団は、これらの問題に鑑み、食料の安全性の確保、生産の省エネルギー化・低コスト化、資源の有効利用及び農山村の活性化の観点に立って、地域の実情に応じて自然の生態系を利用した持続可能な生産技術体系である自然農法の研究開発とその国内外における普及を図り、自然環境の保全、農業・農村の振興ならびに安全かつ良質な農産物の供給に資することによって、社会における健康的な食生活の一層の定着促進に寄与する。

本年は公益法人への移行認可に伴い、これまで継続して取り組んできた事業をさらに進化発展させ、より一層の社会貢献を果すものとする。

## II. 事業内容

### 1. 自然農法の研究開発に関する事業（公益目的事業1）

#### 1) 自然農法の研究開発事業

- (1) 水田雑草を制御する土壌機能の解明および育土・栽培に関する研究
- (2) 自然農法作物の品質特性と生理特性に関する研究
- (3) 自然農法栽培土壌の特性に関する研究
- (4) 自然農法に適する品種の素材育成と利用に関する研究
- (5) 望ましい耕地生態系を誘導し制御する育土・栽培技術の研究
- (6) 自然農法栽培体系確立に向けたプロジェクト研究
- (7) 研究結果の公表

#### 2) 自然農法品種の育成事業

- (1) 自然農法品種の育成
- (2) 自然農法種子の生産と採種農家の育成
- (3) 自然農法品種の普及

#### 3) 研修事業

- (1) 自然農法後継者の育成

### 2. 自然農法の普及に関する事業（公益目的事業2）

#### 1) 自然農法の実用化の推進事業

- (1) 財団実証圃場による実証展示
- (2) 農家圃場における実証展示
- (3) 実証圃場における講習会の開催

#### 2) 自然農法の啓発普及事業

- (1) 機関誌「自然農法」および書籍の発行
- (2) シンポジウムの開催

3) 海外における実用化の推進と啓発普及事業

(1) 自然農法の実用化の推進

(2) 自然農法の啓発普及

3. 有機農業の分野における認定制度の運営及び交流、支援に関する事業（公益目的事業3）

1) 有機 JAS 認定事業

2) 有機農業分野における交流、支援事業

### Ⅲ. 事業内容の詳細

#### 1. 自然農法の研究開発に関する事業（公益目的事業1）

##### 基本方針

育土(土づくり)および耕地生態系の育成を基本とし、自然の物質循環を軸に、自然の機能を最大限に活かし、農業経営を改善する栽培体系を確立するとともに、自然農法適性品種の育成を進める。また、植物体の成分・品質や生理の面から健康な作物生産の実態を明らかにし、土壌環境の管理指標を策定し栽培の安定化に貢献する。自然農法栽培の体系化のための、プロジェクト研究を進め、外部との共同研究や受託研究を行う。研究開発された技術情報を積極的に公表し、併せて自然農法を担う後継者の育成も行う。

##### 1) 自然農法の研究開発事業

ヒトの健康を支える作物の特性とその生産方式を明らかにし、安定的な圃場生態系の制御技術を確立する。育成品種や栽培技術体系の提示、及び自然農法に関する情報発信と人材交流による流通支援を通して、総合的モデル化とその実証に重点をおいた実用研究を進める。

- (1) 水田雑草を制御する土壌機能の解明および育土・栽培に関する研究  
自然農法による健全な食糧安定供給に資する栽培技術体系化を進める。
- (2) 自然農法作物の生理特性に関する研究  
植物の成分や栄養代謝などの生理面から健康な作物の生産方法を明らかにする。
- (3) 自然農法栽培土壌の特性と農産物の品質の明確化に関する研究  
土壌や作物の栄養診断により、作物生産の基盤である「健康な土壌」の姿を提示する。
- (4) 自然農法に適する品種の育成と利用に関する研究  
少肥性でストレスや病害虫に強く、省力化と低コスト化ができる高品質の品種や、選抜が容易な自家採種素材品種を開発し、育成品種の特性を明らかにする。
- (5) 望ましい耕地生態系を誘導し制御する育土・栽培技術の研究  
輪作やイネ科作物を入れた二毛作を柱とした土壌管理体系により、圃場生態系の制御を通じた野菜作の病虫害制御技術を開発する。
- (6) 自然農法栽培体系確立に向けたプロジェクト研究  
2009～2013年の期間で水稻、キャベツ栽培を、2011～2015年の期間にダイズ栽培の体系を確立する。
- (7) 研究結果の公表
  - ①試験成績書、機関誌「自然農法」などでの公表や関係学会あるいは共催する講演会等で、講演発表や論文投稿を通じ成果の公表を行う。
  - ②見学者の受け入れと講師派遣  
水稻、各種野菜展示圃場を一般に公開するとともに、自然農法の研究開発に関する講師の派遣要請に応える。また、行政と連携した公開行事等を通して、情報を発信する。

## 2) 自然農法品種の育成事業

自然農法や有機農業に適した品種の育成及び農家や家庭菜園実施者への育成種子の頒布や技術情報の配信を通じて、自然農法や有機農業の普及拡大に貢献する。

### (1) 自然農法品種の育成

自然農法に適する品種の育成と利用に関する研究を通して、生態系機能を有効に活用する、低投入栽培や自家採種に適する品種を育成する。

### (2) 自然農法種子の生産と採種農家の育成

自然農法育成品種の種子生産を進め、自然農法採種農家を育成する。

### (3) 自然農法品種の普及

自然農法種子を農家、家庭菜園実施者に頒布し、栽培状況を調査し、現地指導を行う。

## 3) 研修事業

### (1) 自然農法後継者の育成

国内外の自然農法栽培を希望する新規就農予定者や農家後継者を受け入れ、短期研修及び本研修として自然農法の基本的な栽培技術や知識の習得および実技研修を行う。

## 2. 自然農法の普及に関する事業（公益目的事業2）

### 基本方針

国内外において、研究開発事業で得た成果をもとに、地域の自然農法に係る情報を収集・整理し、地域に即した自然農法の実用化の推進を図るとともに、実用化技術や農家技術事例及び「環境」「農」「食」「健康」に関わる有益な情報を収集発信する。

### 1) 自然農法の実用化の推進事業

研究開発で得た各種研究情報を元に、地域の諸条件を活かした自然農法の実用化を図るため、各圃場による実証展示及び技術交流会などの講習会を開催する。また、自然農法の技術に関する講師の派遣要請に応えるとともに、普及員（ボランティア）の委嘱を行い事業の推進を図る。

#### (1) 知多草木農場圃場による実証展示

- ①水稲作における稲ワラの分解促進と田植え後有機物田面施用による抑草と財団育成品種の展示。
- ②野菜類栽培における草生並びに地域有機物を利用した育土法と財団育成品種の比較展示及び当該地域における作付体系の検討
- ③育苗技術の整理・展示および果菜類苗の頒布
- ④福土式地下灌漑法導入による田畑輪換作付けの展示
- ⑤体験実習希望者の受け入れ
- ⑥月1回の農場の見学会の開催
- ⑦農水省有機農業総合支援対策事業の「有機農業標準栽培指導書作成事業」の技術実証及び執筆

- (2) 農家圃場における実証展示  
 全国の協力農家において自然農法による水稲または畑作、野菜類栽培を実証展示し、当該地域に公開する。
- (3) 実証圃場における講習会の開催  
 自然農法技術の講習会（技術交流会）を、当該地域の生産者などを対象に開催する。  
 開催予定  
 a. 愛知県（7月3週）、b. 群馬県（7月4週）、c. 青森県（8月1週）  
 d. 富山県（8月2週）、e. 島根県（8月3週）、f. 香川県（8月4週）  
 g. 北海道（9月1週）、h. 京都府（11月3週）、i. 熊本県（1月4週）

## 2) 自然農法の啓発普及事業

自然農法に係わる情報を発信するとともに、「環境」「農」「食」「健康」に関わるシンポジウムを開催し、生産者・消費者に広く自然農法の啓発普及を行う。

- (1) 機関誌「自然農法」および書籍の発行
- ①機関誌「自然農法」の発行  
 本財団の事業成果や関係する有益な情報を掲載し、年2回発行する。機関誌は国会図書館、農水省各農政局、各都道府県、各農学系大学などに無料配布する。
- ②家庭菜園の手引きの発行  
 自然農法による家庭菜園の手引きを発行し、希望者に頒布する。
- (2) シンポジウムの開催  
 外部の有識者を招聘して、一般消費者を対象に、「環境」「農」「食」「健康」に関わるシンポジウムを開催する。  
 開催予定 愛知県名古屋市 11月

## 3) 海外における実用化の推進と啓発普及事業

海外において自然農法の普及を行う政府組織やNGOへの技術支援のための指導者派遣や現地での講習会開催による実用化の推進と英語版ウェブサイトや情報誌による普及啓発を行う。

- (1) 自然農法の実用化の推進
- ①自然農法国際研修会開催  
 海外において自然農法の研修会を開催する。  
 開催予定 タイ国 2月
- ②海外の政府組織やNGOとの連携事業
- ア APNAN（アジア太平洋自然農業ネットワーク）  
 アジア・オセアニア諸国における自然農法の普及を図る事を目的に、APNAN（拠点タイ国バンコク市）と連携して自然農法の技術指導、現地研修会の開催支援並びに実証圃場の設置に向けた情報提供等を行う。
- イ ミャンマー政府（農業灌漑省ミャンマー農業サービス）との協定書に基づく支援。
- ウ ラオス政府（首都ビエンチャン農業林業局、担当EMプロジェクト課）との協定書に基づく支援

エ ブータン政府（農業省学校農業プログラム）との協定書に基づく支援

オ 中国各機関との連携

- ・中国有機農業と自然農法国際フォーラムの開催
- ・中国科学技術協会並びに中国内の大学等の招聘に対する講師の派遣

カ NGO サラブリ救世自然農法センター（タイ）との技術交流

キ NGO ニュージーランド自然農法協会の協力の下、リンカーン大学との技術交流

ク その他海外視察団・来訪者受入

## （2）自然農法の啓発普及

### ①情報誌の発行

英語版のニュース誌（APNAN ニュース）を年3回発行し、自然農法に関する情報誌を関係各国（現在42カ国）に無料で提供する。

### ②英語版自然農法栽培指針の発行

## 3. 有機農業の分野における認定制度の運営及び

### 交流、支援に関する事業（公益目的事業3）

#### 基本方針

国の「有機農業の推進に関する法律」に基づく基本方針は、有機農業に関する技術の開発・普及、研修教育の充実、消費者の理解と関心の増進等、農業者が有機農業に取り組むに当たっての条件整備を行うこととしている。自然農法の取り組みは歴史的には有機農業よりも古く、有機農業とは多くの共通性があり今日まで連携を図りながら共に進歩発展してきた。本事業では、有機農業の分野において、有機 JAS 認定を希望する有機農業者の検査認定や民間の有機農業推進団体との交流や支援を行うことにより、自然環境の保全、農業・農村の振興ならびに安全かつ良質な農産物の供給に資するとともに、社会における健康的な食生活の一層の定着促進に寄与する。

#### 1) 有機 JAS 認定事業

有機 JAS の登録認定機関としての検査・認証業務を行う。

(1) 定期講習会の開催と有機 JAS 認定事業者の育成

(2) 認定業務の改善、充実

(3) 検査・判定体制の充実

(4) 認定事業に係わる関係機関への参画

①有機 JAS 登録認定機関協議会への参画

②有機 JAS 資材評価協議会への参画

#### 2) 有機農業の分野における交流、支援

有機農業の分野における推進関係団体との交流や支援を行う。

(1) 有機農業参入促進協議会への事務局支援

- (2) NPO 法人全国有機農業推進協議会への参画
- (3) NPO 法人 IFOAM ジャパンへの参画
- (4) その他有機農業推進関係団体との交流